

「がん保障プラン(がん保障)」および「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン」の概要

項目	3大疾病		5つの重度慢性疾患保障
	がん保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ担保特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約付帯就業不能信用費用保険	重度慢性疾患のみ担保特約・債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用保険
ご利用いただける方	住宅ローンをご契約の方で、お申込時の年齢が満20歳以上満45歳以下、完済時満75歳以下の方で、団体信用生命保険に加入できる方。 ※愛媛銀行の住宅ローンがご契約にいらなかった場合には、保険の対象となりません。 ※がん(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。		
保障内容	<p>【診断給付金】 特約の責任開始日以降、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※がんに罹患したことがある方は、ご加入いただけません。 ※「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、診断給付金の対象となりません。 ※対象となるがんの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 ※責任開始日の前に罹患したがんについては診断給付金をお支払いしません。</p>	<p>【保険金】 保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1回の支払事由につき最長2ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として愛媛銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p> <p>【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※所定の状態とは、次の状態をいいます。 ○脳卒中:言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合 ○急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合</p> <p>※保険金の支払限度期間は、急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患に対する保障それぞれ別に遡算します。</p>	<p>【保険金】 ローン実行日以降に5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)を発病し、保障の開始日以降に就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1回の支払事由につき最長12ヵ月(保障期間を遡算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として愛媛銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12ヵ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として愛媛銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態とは、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p>
保障期間	住宅ローン返済期間(ただし、保障の開始日についてご注意ください。)		
保障の開始日	<ul style="list-style-type: none"> ●ローン実行日より91日目。 ●ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。 ●ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 <p>※保障の開始日の前に発生した就業不能については保険金を、発病した脳卒中および急性心筋梗塞については診断給付金をお支払いしません。</p>	
保障が終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●満76歳のお誕生日に到達したとき ●ローンのご契約者でなくなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●満76歳のお誕生日に到達したとき ●ローンのご契約者でなくなったとき ●急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患に対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき(支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します。) 	
引受保険会社	カーディフ生命保険会社	カーディフ損害保険会社	

重要事項のご説明について

保険金・診断給付金による返済が受けられない場合(免責事項)など、より詳しい保険内容のご説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険会社・カーディフ損害保険会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。

ご注意ください

- ① 「がん保障プラン」および「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン」は、告知書にご記入いただくことで、住宅ローン契約時にご加入いただけます。(ただし、お申込金額が3,000万円を超える場合は「診断書」等をご提出いただけます。)告知をいただいた内容により、ご加入にできない場合もあります。
- ② ここでの「がん保障プラン」および「3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン」に関する説明は、愛媛銀行が保険契約者としての立場からローンをご利用になるお客さまの便宜のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。(平成20年7月1日)